

県南広域振興局長告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年1月26日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------|-------------------|------------|
| すがわら皮膚科クリニック | 一関市山目字中野62番地1 | 平成21年8月1日 |
| 佐藤歯科医院 | 一関市大東町摺沢字礼田17番地1号 | 平成21年8月27日 |
| あさひ調剤薬局 | 一関市花泉町涌津字上原29番地2 | 平成22年1月1日 |
| 両川歯科医院 | 遠野市穀町7番39号 | 平成22年1月14日 |